平成２５年（フ）第３７４号
広島県東広島市西条町御薗宇4745番地８　松井アパート２号
債務者　小野川尚子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８号
大分市東浜２丁目13番１号　市営２Ａ１―504
債務者　峰　ミツ子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
大分県別府市大字鶴見4546番地の174
債務者　大野　孝行（旧姓北江）
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
大分市中島中央１丁目１番12号　朝日プラザ中島中央606
債務者　吉本　愛美
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７６号
大分県別府市平田町18番５号
債務者　林　シゲル
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
鹿児島県霧島市国分福島２丁目６番３号　敏ハウス４号
債務者　林　　知春
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道苫小牧市美園町４丁目２番５号
債務者　坂井　伸彰
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６４号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番20号　ブリリアント船見Ｅ101
債務者　菅野　克則
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４７号
群馬県桐生市菱町２丁目3506番地の６
債務者　山岡　信久
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１６号
福井県敦賀市開町６番３―２号
債務者　田口　朋広
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第９２号
長野県安曇野市豊科南穂高5051番地
債務者　臼井　利子
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９号
愛媛県南宇和郡愛南町中浦20番地２
債務者　岩崎　美穂
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２５８号
北九州市小倉北区東篠崎２丁目４番１―417号
債務者　蒲原壮一朗
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７４号
北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―208号
債務者　田中　　悟
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９６号
北九州市八幡西区本城東３丁目６番４号101
債務者　栗本　亮一
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１０号
北九州市小倉南区葛原５丁目１番７号
債務者　坂本　一成
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８６号
大分市大字片島134番地の１　プランドール５番館405号室　鈴木康二方、住民票上の住所大分市大字杉原1270番地の12
債務者　河野かおり
１　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
沖縄県石垣市字登野城1184番地12　２Ｆ
債務者　知念　秀明
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部